

直営保養所利用規程

第1条（目的）

- 1 この規程は、モラブ阪神工業株式会社（以下「会社」という。）の保養所 に関する事項について定める。
- 2 本規程で定める保養所の目的は役員、従業員およびその家族の福利厚生施設として、親睦保養の目的に当てるためである。

第2条（対象者）

1. この規程に基づく保養所利用は会社の役員、社員及びその家族を対象とする。
また、契約実績5年以上の派遣社員、契約社員及びその家族も対象とする。
2. 必ず社員が利用責任者となり同行することとする。

第3条（名称、所在地）

保養所は、つぎの4箇所とする。

1. 丹波保養所 兵庫県丹波市青垣町佐治 562 番地
2. 弟子屈保養所 北海道川上郡弟子屈町熊牛原野 6-15
3. 金沢保養所 石川県金沢市南四十万 1 丁目 334
4. 京都保養所 京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町 520-1-101

第4条（管理運営）

保養所の管理運営は、当社総務部総務課とする。

第5条（利用可能付帯設備）

保養所において、下記の付帯設備利用を許可する。

1. 丹波保養所 駐車場
2. 弟子屈保養所 温泉及び駐車場
3. 金沢保養所 茶室及び駐車場及び社有車
4. 京都保養所 付帯設備なし

第6条（利用範囲）

保養所の利用範囲は当社役員、社員およびその家族とし、場合により得意先、その他前述以外の利用を認めることがある。

第7条 (利用定員)

1. 丹波保養所 10名まで
2. 弟子屈保養所 3名まで
3. 金沢保養所 5名まで
4. 京都保養所 3名まで

第8条 (利用期限)

1. 丹波保養所は日帰り利用のみとする。
2. 弟子屈保養所は宿泊利用可能とし、2週間を限度とする。
3. 金沢保養所は宿泊利用可能とし、2週間を限度とする。
4. 京都保養所は宿泊利用可能とし、2週間を限度とする。
ただし、それ以上の使用日数を希望する場合、別途相談とする。

第9条 (利用手続き)

1. 保養所利用の申込受付は利用日の3ヶ月前から受付し、利用者は所定の申込用紙に必要事項記入の上、管理運営を行う総務課まで申し込む。
2. 利用者申込が重なった場合は抽選の上、利用者を決定し通知する。
3. 保養所利用者は総務部と連絡をとり、使用日の3営業日前までに大阪事業所にて直接、鍵の授受を行う。その際、別途授受票に署名押印をする。
4. 保養所利用者は利用最終日の翌日(帰宅日)より3営業日以内に大阪事業所にて総務部に鍵の返還を行う。その際、別途授受票に署名押印の上控えを受領し保管すること。
5. 利用料は無料とする。
6. 社有車を使用した場合、ガソリンを必ず満タンにして返却する。

第10条 (利用取消及び日程変更)

1. 利用取消については、7営業日前までに、モラブのホームページから申込みキャンセルボタンよりキャンセル手続きを行う。
2. 会社よりキャンセル確認のメールが届いた時点でキャンセル確定となる。
確認メールが届かない場合はキャンセル処理がされていない可能性がある為必ず電話にて問合せること。連絡せずにキャンセル処理がされていなかった場合、無連絡キャンセルとして以後一定期間の利用を禁止する。
3. 日程の変更は受け付けない。
変更を希望する場合、一旦キャンセル手続きを行ない、キャンセルが確定した以降、改めて新規予約申込みとして行なう。申込み次期によっては予約が取れない場合がある。

第 11 条 (利用者の心得)

利用者は、保養所の施設（建物、什器、備品、その他）の利用に関しては、次の各号を守らなければならない。守らない利用者については利用中であっても利用を禁止することができる。

1. 飲食物については、日帰り・宿泊共に各自持参し、炊事の利用は自由とする。
2. 秩序・風紀を乱し、他人に迷惑となるような行為は厳に慎むこと。
3. 保養所内外において、お互いに進んで整理・整頓をすること。
4. 利用者が自己の責に帰すべき事由によって、保養所の施設（建物、什器、備品、その他）を毀損、滅失もしくは甚だしく汚損しないこと。また、保養所の施設（建物、什器、備品、その他）を毀損、滅失もしくは甚だしく汚損した場合は、すみやかに総務部に連絡すること。
5. 戸締りと火の元には特に注意すること。
6. 利用申込書に不実の記載をしないこと。
7. 他人の名義を使用し、または使用しようとしめないこと。
8. その他保養所利用の目的に反する行為を行わないこと。
9. 管理上支障があるような行為をしないこと。

第 12 条 (損害賠償)

保養所の施設（建物、什器、備品、その他）を毀損、滅失、もしくは甚だしく汚損した場合は弁償しなければならない。また、鍵を紛失した場合もこれと同様とし、本体ごと取り替えること。

第 13 条 (利用制限)

保養所利用にあたり、遵守事項を守らず保養所の秩序を乱した者には一定期間の利用を禁止することができる。

第 14 条 (事故発生責任)

天災地変又はこれに準ずる災害、もしくは利用者の責に帰する負傷、疾病、盗難、その他の事項について会社は一切責任を負わないものとする。

第 15 条 (その他)

この規程に定めのない事項については、その都度会社で協議の上決定するものとする。

附 則

この規定は平成 26 年 7 月 1 日より適用する。

この規定は平成 29 年 7 月 26 日より適用する。